

うきは市告示第172号

令和2年第6回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和2年11月25日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 令和2年12月4日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

組坂 公明君

野鶴 修君

竹永 茂美君

岩淵 和明君

鑑水 英一君

熊懐 和明君

佐藤 湛陽君

上野 恭子君

江藤 芳光君

伊藤 善康君

櫛川 正男君

佐藤 裕宣君

中野 義信君

○12月7日に応招した議員

○12月8日に応招した議員

○12月9日に応招した議員

○12月10日に応招した議員

○12月16日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和2年 第6回(定例)うきは市議会会議録(第1日)

令和2年12月4日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和2年12月4日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(議案第77号から議案第101号まで25件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 議案第78号 令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第79号 令和2年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第80号 令和2年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第81号 令和2年度うきは市簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第82号 令和2年度うきは市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第83号 農業委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第86号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第14 議案第87号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第15 議案第88号 うきは市納骨堂の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第89号 うきは市簡易給水施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第96号 うきは市防災会議設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第97号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第98号 うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第99号 うきは市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第100号 うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する

る条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22 議案第101号 うきは市吉井教育会館条例を廃止する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（議案第77号から議案第101号まで25件）
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
- 日程第7 議案第78号 令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第79号 令和2年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第80号 令和2年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第81号 令和2年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第82号 令和2年度うきは市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第83号 農業委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第86号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第14 議案第87号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第15 議案第88号 うきは市納骨堂の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第89号 うきは市簡易給水施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第96号 うきは市防災会議設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第97号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第98号 うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第99号 うきは市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第100号 うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第101号 うきは市吉井教育会館条例を廃止する条例の制定について

出席議員（13名）

2番	組坂	公明君	3番	野鶴	修君
4番	竹永	茂美君	5番	岩淵	和明君
6番	鎌水	英一君	7番	熊懷	和明君
8番	佐藤	湛陽君	9番	上野	恭子君
10番	江藤	芳光君	11番	伊藤	善康君
12番	櫛川	正男君	13番	佐藤	裕宣君
14番	中野	義信君			

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局 長	石井	良忠君	記録係長	宮崎	恵君
記録係	加藤	裕介君			

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木	典雄君	副市長	今村	一朗君
教育長	麻生	秀喜君	市長公室長	田籠	正規君
総務課長兼浮羽市民課長				中野	昭一郎君
監査委員事務局長	佐藤	重信君	会計管理者	松岡	美紀君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長				石井	孝幸君
企画財政課長	山崎	秀幸君	税務課長	大石	恵二君
徴収対策室長	田尻	栄三郎君			
市民生活課長兼人権・同和対策室長				白石	孝博君
保健課長	原	廣正君	福祉事務所長	末次	ヒトミ君
住環境建設課長	村岡	薫君	都市計画準備課長	緒方	寧君
水資源対策室長	吉松	浩君			
うきはブランド推進課長				樋口	秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長				石井	太君

学校教育課長	……………	瀧内 教道君	生涯学習課長	……………	井上 理恵君
自動車学校長	……………	高木 慎君	総務法制係長	……………	宮崎 哲工君
財政係長	……………	江藤 良隆君	人事秘書係長	……………	河原 祐介君
上下水道管理係長	……………	高瀬 将嗣君			

午前9時00分開会

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（中野 義信君） ただいまから令和2年第6回うきは市議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に6番、鍮水英一議員、7番、熊懐和明議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（中野 義信君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本市議会定例会の会期は、本日12月4日から12月16日までの13日間と
したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日12月4日から12月
16日までの13日間と決定しました。

日程第3. 諸報告

○議長（中野 義信君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告を行います。

お手元に配付しております諸般の報告文書を御覧ください。

10月12日、第128回福岡県南市議会議長会が書面開催されました。

以下、各会議が開催されておりますので、報告しておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので、御覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

議員の皆様には常日頃より市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本12月定例会は、条例の改正や補正予算並びに計画の策定などに関して御審議をお願いするわけですが、9月定例会閉会以降、本日までの主立った事業等の報告につきましては、お手元の資料の配付に代えさせていただきます。どうかよろしく願い申し上げます。

○議長（中野 義信君） 以上で行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案上程

○議長（中野 義信君） 日程第4、議案の上程を行います。

議案第77号から議案第101号まで25件を上程します。

日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（中野 義信君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、令和2年第6回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

今年も残すところ3週間余りとなり、議員の皆様方におかれましては、何かと気ぜわしい状況かと思えます。

振り返りますと、今年は新たな災害とも言える新型コロナウイルス感染症が急速に世界中に拡大し、11月末現在、世界の193の国と地域で5,910万人が感染し、死者は139万人となっております。日本でも現在、第3波といわれる感染が拡大しつつあり、12月1日時点で15万4,000人が感染し、2,238名の方が死亡しております。福岡県では、福岡・北九州地域を中心に感染者が5,880名、死亡者108名となっております。うきは市内では7月、9月及び11月に感染が確認され、これまで感染者数は12名となりました。

このような感染状況を踏まえ、国、福岡県は収入が大幅に減少した世帯や事業者等に対する緊急経済対策を行いました。うきは市も独自の支援策と国及び県の支援を補完、補強する施策を決定し、これまで第4弾の対策を実施してまいりました。本議会では、支援策の第5弾として、一般会計補正予算（第8号）を提案させていただいております。

また、今年も気候変動による大雨の自然災害が多い年となりました。7月には12日間で妹川観測所において1,014ミリの雨量を観測し、うきは市の平年の年間降雨量の約6割、7月の平年降水量の3倍以上の記録的な雨が降りました。うきは市を流れる筑後川も増水し、国土交通

省が設置している荒瀬観測所では、7月7日9時10分に氾濫危険水位の6.3メートルを大きく超える観測史上最高の7.9メートルとなり氾濫が発生するなど、市内各地で多くの被害が発生いたしました。市が管理する道路、河川の公共土木施設災害、農地農業用施設などの農林水産業施設災害、農作物被害等を含めると、8億円を超える被害額となりました。現在、早急な災害復旧に向け、鋭意、取組を行っているところでございます。

さらに7月30日の梅雨明け後は気温が上昇し、連日厳しい暑さが続いたことから、収穫前の農作物にも被害が出ました。

日本の経済に関してであります。新型コロナウイルス感染症が拡大、継続する中で、事業の自粛や休業の要請に伴い、日本の経済は大きな影響を受けております。内閣府は国全体のマクロ経済の状況を明らかにするために、四半期ごとの国内総生産——GDP成長率を発表しております。令和2年4月期から6月期GDP速報2次速報値では、実質成長率は前期比マイナス7.9%、年率に換算しますとマイナス28.1%となり、落ち込み幅はリーマンショック時の平成21年1月から3月期の前期比年率のマイナス17.8%を大きく上回り、現行統計で最大の落ち込みとなりました。11月16日に発表された令和2年7月期から9月期の速報——1次速報値では、実質成長率は前期比プラス5.0%で、年率換算でプラス21.4%となっております。物価変動の影響を反映し、生活実感に近い名目GDPは、前期比プラス5.2%、年率プラス22.7%となっております。成長率がプラスに転じましたが、これは前期の落ち込みが大きかった反動によるもので、経済としては、まだ回復している状況とは言えません。最近の感染拡大の影響を受け、今後さらに景気が低迷することも予想されます。

財務省福岡財務支局が10月28日に発表した福岡県内経済情勢報告によりますと、県内経済は、総括判断では前回7月発表の下げ止まりから緩やかな持直しの動きが見られるとし、先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済レベルを引き上げていく中で、各種施策の効果もあって、持直しの動きが続くことが期待される。ただし、新型コロナウイルス感染症が地域に与える影響に十分注意する必要があるということでもあります。

さて、令和3年度の国の予算は、例年ですと12月末に政府案が閣議決定されます。一般会計の総額は、7年連続で100兆円を超える予算要求となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策費として、現時点で各省庁から明確な金額を示していない事項要求があり、さらに膨らむものと思われま。

このような経済情勢を受け、うきは市におきましては、これまで地方創生の取組と併せて「第2次うきは市総合計画」及び「うきは市ルネッサンス戦略」、さらには「うきは市教育大綱」に位置づけられた事業の実施を通じて、活力と魅力ある、うきは市の形成に向け、取組を進めてまいりました。今後も事業を継続して推進するため、令和3年度をスタートとする「第2次うきは

市総合計画の後期計画」、「第2期うきは市ルネッサンス戦略」、「うきは市教育大綱」及び大規模自然災害等に備えて、施策を総合的、計画的に実施するための「国土強靱化地域計画」の策定を進めており、来年度からさらなる取組を進めてまいります。「第2次うきは市総合計画の後期計画」及び「第2期うきは市ルネッサンス戦略」につきましては、本議会に上程をさせていただいております。今後も引き続き、近隣の市町村との連携をより強化し、うきは市の将来像であります、「うきはブランドを絆で結ぶ しあわせ彩る うきは市」を目指す取組を進めてまいります。これらの取組の実現に当たりましては、議会との連携が重要でございますので、議員の皆様様の御理解、御協力を賜りながら事業の推進を図るとともに、議員の皆様と一丸となって努めていく所存でございますので、引き続き、よろしくお願いを申し上げます。

これから年末年始を迎えるに当たり、議員の皆様におかれましては、何かと用務が重なり、公私ともに多忙な毎日になろうかと思っておりますが、活力あるうきは市の形成に向け、引き続き御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げる次第でございます。

さて、本日提案しております議案は、条例案件6件、人事案件1件、予算案件6件、その他の案件12件の計25件であります。なお、その他の案件のうち8件が、公共施設の指定管理者の指定に係る議案となっております。

まず、議案第77号から議案第82号までは、令和2年度補正予算についてであります。

議案第77号は、令和2年度うきは市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,240万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203億1,387万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、固定資産税1,480万9,000円、国庫負担金3,201万4,000円、県負担金1,600万7,000円、県補助金1億8,101万7,000円、寄附金1億137万1,000円、基金繰入金3,816万3,000円、雑入5,473万2,000円の増額補正と、市民税1,593万7,000円、国庫補助金1,818万2,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費7,175万6,000円、民生費では社会福祉費6,617万2,000円、児童福祉費6,261万7,000円、生活保護等対策費2,632万6,000円、衛生費では保健衛生費2,118万7,000円、農林水産業費では農業費1億7,185万円、土木費では道路橋りょう費6,000万円の増額補正と、公債費では公債費6,245万5,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第78号は、令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ38億9,072万7,000円とするものでございます。

歳入は、県補助金300万円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、諸支出金では償還金及び還付加算金1,079万2,000円の増額補正と、総務費では総務管理費374万3,000円、予備費404万9,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第79号は、令和2年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,133万7,000円とするものでございます。

歳入は、国庫補助金16万7,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、総務費では徴収費83万6,000円の増額補正と、総務費では総務管理費42万7,000円、予備費24万2,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第80号は、令和2年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳出予算内の補正を行うものでございます。

議案第81号は、令和2年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入の額に1億2,820万5,000円を追加し1億5,565万1,000円とするものでございます。

収益的収入は、営業外収益1億2,820万5,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第82号は、令和2年度うきは市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入の額に299万円を追加し16億223万3,000円とし、収益的支出の額に2,852万8,000円を追加し14億1,996万3,000円とするものでございます。また、資本的収入の額から1,223万円を減額し6,974万8,000円とし、資本的支出の額から2,446万円を減額し6億5,505万6,000円とするものでございます。

収益的収入は、営業外収益299万円の増額補正を計上し、収益的支出の主なものは、営業外費用2,863万9,000円の増額補正を計上いたしております。

資本的収入は、補助金等1,223万円の減額補正を計上し、資本的支出は、建設改良費2,446万円の減額補正を計上いたしております。

議案第83号は、農業委員会委員の任命についてであります。

農業委員会委員の任期が令和3年3月19日で満了となりますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、委員の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

議案第84号は、第2次うきは市総合計画後期基本計画の策定についてであります。

第2次うきは市総合計画後期基本計画を策定することについて、うきは市議会基本条例第15条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第85号は、第2期うきは市ルネッサンス戦略の策定についてであります。

第2期うきは市ルネッサンス戦略を策定することについて、うきは市議会基本条例第15条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第86号は、久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議についてであります。

久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する広域市町村圏計画に係る事務を廃止するため、同組合において共同処理する事務を変更し、これに伴い、同組合の規約を変更することに関し、地方自治法第286条第1項の規定により、関係市町と協議をすることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第87号は、久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分に関する協議についてであります。久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分に関し、地方自治法第289条の規定により、関係市町と協議をすることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第88号から議案第95号までは、指定管理者の指定についてであります。

いずれも地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第88号は、うきは市納骨堂の指定管理者の指定についてであります。

議案第89号は、うきは市簡易給水施設の指定管理者の指定についてであります。

議案第90号は、コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。

議案第91号は、うきは市総合交流ターミナルの指定管理者の指定についてであります。

議案第92号は、うきは市つづら棚田交流センターの指定管理者の指定についてであります。

議案第93号は、うきは市総合福祉センターの指定管理者の指定についてであります。

議案第94号は、うきは市ゆうゆうセンターの指定管理者の指定についてであります。

議案第95号は、鏡田屋敷の指定管理者の指定についてであります。

議案第96号は、うきは市防災会議設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

うきは市防災会議の委員のうち、うきは市消防団正副団長、消防委員長及びうきは消防署長を消防長及び消防団長に改めるものでございます。

議案第97号は、うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条

例の制定についてであります。

平成28年3月に人事院勧告に伴う給与制度の総合的見直しに係る条例改正を行い、当分の間、減給補償を行うことを附則において定めておりました。これを本年度末で終了するための改正を行うものでございます。

議案第98号は、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正部分が令和3年1月1日に施行されることに伴い、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案第99号は、うきは市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行され、特例基準割合の名称に係る改正が令和3年1月1日に施行されることに伴い、うきは市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第100号は、うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴い、うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第101号は、うきは市吉井教育会館条例を廃止する条例の制定についてであります。

福祉事務所所管の吉井学童保育所へ移管するため、うきは市吉井教育会館条例を廃止するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされた際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

日程第6. 委員会調査報告

○議長（中野 義信君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申出があつておりますので、その調査報告を求めます。

それでは、初めに総務産業常任委員会の調査報告を求めます。11番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 報告します。

令和2年第4回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告をいたします。

調査テーマ。

1、うきはレインボーファーム及びアグリコネクト協議会の取組に関する調査であります。

(1) 日時、令和2年10月27日火曜日。午前9時から15時39分まで。

(2) 場所、各園地と、うきは市役所301会議室であります。

(3) 出席者は12名、総務産業常任委員会が6名、レインボーファーム1人、JAにじ1人、農林振興課3名、議会事務局1人。

(4) 調査の要旨、うきはレインボーファームは、新規就農者の育成及び中山間地の農業振興、荒廃地対策を目的として、平成27年度に設立された農業生産法人である。令和2年5月の全員協議会でその取組について報告を受けたところであるが、総務産業常任委員会として現地調査を含めた詳細な調査を行いました。

(5) 主な内容。

① トマトハウス及び園地の現地調査を実施した。場所、トマトハウス、リースのハウスです。品目がCFハウス桃太郎。面積が28アールと16アールです。次に真美野。柿（富有・太秋・秋王）で70アール。ブドウ（巨峰・シャインマスカット）で43アール。温州ミカン、30アール。キウイフルーツ、16アール。野菜、30アール。それにクルミ・アーモンド、20アール。合計の209アールであります。

道迫、柿、これは成園ですが、西村・早生富有、150アールです。

② 事業の概要及び主な質疑・意見。

レインボーファーム、新規就農者の育成。

今年度はトマト研修生1名、地域おこし協力隊2名に対し、独立就農に向けて栽培指導を行っている。また、就農セミナー等への積極的な参加に加え、様々な機会を活用し、新規就農希望者の掘り起こしを行うとともに、うきはのPRや就農相談等を実施している。

トマトの生産、販売面では次期作付の品種の再検討を行い、桃太郎ホープからCFハウス桃太郎へと変更している。桃太郎ホープは黄化葉巻病等の病気には強いが、収量が伸びなかったことが変更理由である。販売単価も初年度——平成27年度、キロ単価423円が令和元年度には328円まで価格が下がってきた。レインボーファームの収入の大きな減少につながった大きな要因である。

また、「栽培管理徹底による等階級比率の高位平準化」を図ることを目標に掲げている。研修生減に伴い要員が不足することから、作業内容を見直し効率化を進めているところである。

令和元年度末で地域おこし協力隊を含めて6名が研修を修了し、就農している。卒業生の令和2年度の栽培計画は、合計で325トンを見込んでいる。キロ300円で計算すると9,700万円である。1億円近い金額を卒業生で売り上げていくような計画となっている。卒業生については成果が出ていると見ている。

次に、中山間地の農業振興、荒廃地対策であります。

真美野圃場においては、早期果樹成園化に向けて管理を徹底するとともに、引き続き農福連携事業として市内A型事業所と連携し、高菜作りの栽培支援、また適地作物の研究を行っている。鳥獣被害対策としてワイヤーメッシュ柵及び目隠しシートを設置しており、現在までは被害は見受けられない。

道迫圃場において、適期作業励行に努め収量確保を図るとともに、当地区でも懸案となっている鳥獣被害対策について近隣耕作者との連携を図る。一部、西村から富有柿へ改植を実施する予定である。園地の流動化、新規就農者の確保及び地域のリーダーの育成について、生産者、農業委員会、行政、JAにじ、久留米普及指導センターと連携して取り組んでいる。

次に、主な質問と回答です。

Q、栽培管理徹底による等階級比率の高位平準化とは何か。

A、SをMに変えて、できるだけ単価を上げようということ。栽培管理の徹底については、病気を抑えて管理することを重点的に行っている。サイドネットの取替え、コナジラミの侵入を防ぐ、隙間を防ぐ、養液がスムーズに流れるようにするなどの対策を実施している。

Q、荒廃地対策を続けて採算は取れるのか。譲り受けた次の就農者は補助なしでやっていけるのか。

A、肥培管理を行ってよいものを作るしかない。機械投入・初期投資に対する補助はある。譲る前に、安全に耕作ができる園地にしておかなければと思っている。少しでも荒れ地になっているところを食い止めて就農につなげる。後につなげられるよう努力していきたい。粗収入で、三、四年後には真美野1,000万円、道迫600万円の収入見込み。レインボーファームは、まず赤字解消が課題である。今年度、経営の立て直しを図る。

Q、新規就農育成支援が大事。実際に農業の先端にいる農家で育成したほうがよいのではないか。

A、国の青年就農給付金制度上、準備型の指導は農家で受け入れる条件が厳しくなってきているので、うきはレインボーファームで受け入れている。JAにじ管内は品目が多く、全てうきはレインボーファームで手当てできる状況にないため、農の雇用で受け入れ、研修していただいて

いる。

Q、経営の立て直しということだが、トマトの収益が上がればよいのか。

A、トマトプラス真美野・道迫の収入を含め黒字に戻して、新たな戦略を立てたい。

Q、今後の見通しは。

A、トマトは収量増を目指す。単価が下がっても、平成27・28年の売上げを目指す。果樹は20トンを目指す。トマトに係る経費は下げることができないが、人件費等は抑制がかかっている。プラスに持っていきたい。

次に主な意見として、3年続きの赤字であるが、立て直しに期待するしかない。研修修了後、どうするかを考えて力を入れてほしい。新規就農者育成については、現場で教え込むことが大事である。柿・ブドウではなく、手のかからない作物に取り組んだほうがよいと思う。市外からの人のために住宅まで準備して呼び込んでほしい。

次に、JAにじ管内アグリコネクト協議会の調査についてです。

JAにじ管内の農業振興と産地の維持及び地域産業の担い手育成を目的として、今年4月に設立された。うきは市、JAにじ、レインボーファーム、久留米普及指導センターで構成する協議会である。事業としては果樹園地流動化、担い手の支援、新たな担い手、労働力の確保を掲げている。今年度は、久留米普及指導センターとレインボーファームを中心に、まず柿・ブドウの生産農家に対して意向調査を実施しているところである。以前、議会より要望のあったハウス・機械の状況も調査内容に入れている。農地情報を把握し、離農したいという農家の園地を優良園地と農地的には厳しい園地に仕分をした上で、問合せや新規就農者誘致の際に、今にも空きそうなところを流動化していくような仕組みづくりを今年度から取り組んでいく。予算規模としては400万円程度の事業で、県からの補助金と、市・JAの負担金等が収入となっている。この取組は、平成30年11月に総務産業常任委員会で視察研修を実施した有限会社信州うえだファームの考え方をJAにじ管内に持ってこれないかということでの取組である。

質問と回答ですね、主な。

Q、予算は毎年400万円かかるのか。計画・スケジュールは。

A、目指すものは農地の中間所有。辞めたい人から次の人につなぐこと。今、件数を調査中。予算がかかるかどうか分からないが、取組は続ける。県の補助は取りに行く。人員が欲しいが、県は人は出せないとのこと。離農していく農地をどうするのか、産地を守るために何をすべきか検討していく。

Q、農業問題について、JAの施策は。

A、新規就農者、担い手の発掘が大きなテーマである。こまめな対応をしていくしかない。個人事業主である以上、向き不向きはある。しっかりやれる農家をつくっていく。大きな施策は必

要であるが、少しずつでも積み上げていくしかない。

Q、現状荒廃地になっているところの調査は。

A、柿を先行して行ったところである。キウイ・イチゴ等、全て調査していくが、370ヘクタールの耕作放棄地とは別物。耕作放棄地にならないための取組である。

(6) 所見。

うきはレインボーファームは、主要作物であるトマトの価格低迷により、3年連続の赤字経営となっている。設立時の平成27・28年は高値であったため経営は安定していたが、その後、年々トマトの価格が下がり、それがレインボーファームの収入の大きな減少につながった要因であるとのことだった。一般のトマト農家に話を聞いたところ、以前より収入は減ったが、まだ赤字にはなっていないとのことだった。どこが違うのか。

今年度からは組織改革を行い、収穫量の多い品種に変えたりとさまざまな対策を実行し、黒字になるよう努力するとの言葉に期待するしかないようである。三、四年後には真美野1,000万円、道迫600万円の粗収入を見込んでいるようだが、目標達成にはかなりの努力が必要だと思う。

次に、アグリコネクト協議会については、総務産業常任委員会で視察研修をした画期的な耕作放棄地対策を行っている有限会社信州うえだファームをモデルに取組を行うようである。今後、大いに期待をしたい。しかし、懸念するのは370ヘクタールの耕作放棄地とは別物で、今ある農地が耕作放棄地にならないための取組であるとのことであった。今ある370ヘクタールの耕作放棄地はどうなっていくのか、喫緊の課題である。その解消に向けた取組についても、対策を十分に講じていただきたい。

以上、総務産業常任委員会の閉会中の調査事項報告を終わります。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で総務産業委員会の調査報告を終わります。

次に、厚生文教常任委員会の調査報告を求めます。8番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） それでは、委員会調査報告書。

令和2年第4回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定において、下記のとおり報告する。

記。

I、屋形古墳群に関する調査。

1、調査期日、令和2年10月22日木曜。

調査場所、屋形古墳群。

出席者、厚生文教常任委員会6名、生涯学習課長、文化財保護係長、文化財保護係員、議会事務局、計10名。

調査目的、屋形古墳群の整備は、うきは市にある3つの古墳群の先駆けとなる整備事業であり、平成27年3月に「屋形古墳群整備基本計画」が示され、保存と活用について検討、整備が進んでいる。うきは市の厳しい財政事情の中で、整備工事が行われる屋形古墳群における現状と課題、今後の取組などについて、所管に屋形古墳群の整備に関する資料を求め、現地調査を行った。

5、調査結果、屋形古墳群は、珍敷塚古墳・原古墳・鳥船塚古墳・古畑古墳の4基の壁画系の装飾古墳で構成されており、4基の装飾古墳は、いずれも6世紀後半頃の築造で時期が正確に判明し、地域的な装飾の流行や時期差を考察することができる、全国でも唯一の古墳群となっている貴重な文化財である。特に珍敷塚古墳は学史的に極めて重要で、現在でも研究対象となっている。また、美術史学上でも貴重な装飾古墳として全国に知られており、月1回の公開日には全国から見学者が訪れている。

珍敷塚古墳の覆屋は老朽化が進み、原古墳・鳥船塚古墳の2基については装飾の退色が激しく、適切な保存施設がなく、装飾石材が露出した状態となっている。公開、活用を進めるため、退化が進まない保存環境の整備が喫緊の課題である。地方創生事業による史跡指定地外の整備は令和2年度で終了し、令和3年度以降は文化庁補助金（補助率50%）を受けて、史跡指定地内の老朽化した覆屋、遊歩道などの整備を計画しており、事業計画としては下記のとおりである。

以下、表を御覧いただきたいとします。

史跡指定地内の整備後、珍敷塚古墳・原古墳・鳥船塚古墳について、毎月第3土曜日の公開見学日以外でも、10月下旬の筑後川流域装飾古墳同時公開やその他のイベント開催時など、多くの方が訪れ、見学を含めて歴史に触れる機会を増やし、学校の社会科見学や古墳散策ツアーなど、歴史学習を通して幅広く活用できるように関係課と連携しながら進めていきたいと考えている。なお、古畑古墳について、老朽化した石室の蓋の改修は計画しているが、覆屋の建設は予定していないため、墳丘の見学のみとなる。

主な質疑。

Q、ガイダンス拠点にする整備工事の詳細は。

A、ガイダンスの広場、駐車場、トイレを建築する予定としている。写真や各古墳の説明、地域の特徴を記す展示・説明パネルの設置については来年度早々に行いたいと考えている。

Q、学習する場として機能する施設を検討しているとのことだったが、その後の経過は。

A、現状は、地元の福富小学校ぐらいしか社会科見学に来られていないので、市内の学校や大石堰見学で来られている福岡市の学校にPRしていきたいと考えている。

Q、維持管理費については、財源計画を明らかにする必要があるのではないかと。

A、ガイダンス広場の維持管理やトイレの清掃、草刈り、電気料、水道下水道料で概ね年間五、六十万円程度かかるのではないかと考えている。

Q、地域資源の強みを生かした「うきはブランド」の構築や、うきは観光みらいづくり公社との連携についてどう考えているか。

A、現在、サイクリングをしながら古墳を見て回るウキハコと古墳の連携したイベントを行っている。（発言する者あり）それでいいですかね、皆さん方。

○議長（中野 義信君） なら、そういうことにしてください。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） はい。これから主な質疑につきましては、あと御覧くださいということとさせていただきますと思います。

それでは、6番の所見。

うきは市においても財政難であることは理解しているが、今後の整備において活用ビジョン・計画や施設、導入路などの予算を伴うものも含め、様々な課題が挙げられた。活用については、保存に問題がないことを前提としており、仮に観光資源として活用ができなくても、未来の子供たちのためにも保存をしっかりと、この屋形古墳群を守ってほしいと考える。

屋形古墳群の文化財としての保存と活用における数々の課題について、今後の活用ビジョン・計画をしっかりと検討し、それに基づいて整合性をとって施設や導入路などを含めて整備をしていただきたいと考える。また、国県の補助金を十分活用して、地元や関係団体などと協力しながら解決を図ってほしい。

II、子育て支援策に関する調査。

1、調査期日、令和2年11月17日火曜日。

2、調査場所、302会議室。

出席者、厚生文教常任委員会6名、保健課長、食育・健康対策係長、食育・健康対策係員、福祉事務所長、子育て支援係長、学校教育課指導主事、議会事務局、計13名。

4、調査目的。うきは市の子育て支援施策について、下記の2点について調査を行った。

①子育て世代包括支援センター「うきくる」について、母子保健法の改正により、平成29年4月から子育て世代包括支援センター（法律名、母子健康包括支援センター）を市町村に設置することが努力義務とされ、うきは市では令和元年10月に設置、開設した「うきくる」における現状と課題、今後の取組などについて調査を行った。

②うきは市子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業について、子供の将来がその生ま

れ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがなく、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける地域社会の実現に向け、官民が協働し、一丸となって子供たちの輝かしい未来に向けて取り組んでいくため、平成29年3月に実施計画が策定された。計画期間は平成29年度から今年度までとなっており、成果と課題及び次期計画などについて調査を行った。

調査結果。

①子育て世代包括支援センター「うきくる」。

市内に居住する妊産婦並びに18歳までの子供と、その保護者を対象として、母子保健事業や子育て支援事業などを通して専門職による情報収集を行い、実情を把握して様々な相談に応じながら支援を行っている。

取組としては、18歳までの相談窓口及び母子保健コーディネーターを設置し、妊婦にポピュレーションプラン（妊娠・出産後・子育てそれぞれの時期の目標やセルフケア、家族への助言、市のサポートを時期別に記載された計画）の作成を行い、母子手帳交付時に配布している。母子手帳交付後に問診や保健指導の面談から得た情報を整理し、支援が必要な場合には妊娠中、安全・安心して過ごせることができ、出産を迎えることができるよう支援プランを立てて、関係部署と連携を取りながら支援を行っている。また、連携強化のため、母子保健担当で月1回の情報共有の会議を行い、子育て支援係、保育所係、学校教育課とも月1回、連携会議を行っており、関係部署とこれまで以上に連携が取りやすくなっている。「うきくる」の開設以後、個別相談を受けるようになり、支援する問題点を把握して明確な情報提供を行えるようになったことで、「うきくる」への相談件数が増加している。これまでの延べ件数及びプランの作成件数は下記のとおりである。表を御覧ください。

今後は、相談後に支援を提供するサービスがないため支援に苦慮しており、子育て支援サービスが提供できるボランティアや地域からの支援、障がい関係のサービスとの連携が必要である。

主な質疑については、後で目を通してください。

次、②うきは市子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業。

経済的に困窮している世帯や独り親世帯、生活保護・生活困窮世帯の小学生への学習機会の確保や生活習慣の定着など、包括的な居場所を提供し、子供たちが生活する家庭や地域へと将来に向けた自立への支援及び環境づくりを実施してきた。事業のこれまでの成果として、当初は御幸校区のみで実施していたモデル事業から、市内全域を対象とした複合的な課題を抱えた子供たちと、その家庭への継続的な支援を行うことができるようになっている。

また、学習と居場所支援では、子供たち同士や支援スタッフとの関わりにより、学習面の向上、周りとの調和、学校生活上のトラブル減少、親子間のコミュニケーションの場につながるなど、

自立・自主性の効果が現れており、中学生の学習・生活支援では、参加者全員が希望する高等学校に入学することができた。そして、フードバンク支援事業所の拡大によって、食品などを一定数確保することが可能となり、緊急時の対応がスムーズにできるようになっている。

課題は、事業推進に当たり、対応する支援スタッフが不足しており、人材確保が必要であることや、今後も支援対応の拡充を図るために、うきは市子育て世代包括支援センターや関係機関との連携であり、第2期子ども子育て支援計画に施策を盛り込み、総合的・一体的に推進することとしている。

次に、主な質疑及び意見については、後で読んでいただきたいと思います。

それでは、6番の所見。

「うきくる」について、令和2年3月時点で相談件数が71件あっている。このことは、保護者にとって相談が容易になったことが一番の効果であると言える。その反面、これらの相談に対し、十分な支援サービス提供ができていない。その理由として、支援サービスを行う事業所がないことや、支援サービスを提供できるボランティアが不足していることなどが挙げられている。子育て支援に関して、1つの問題が短期間で解決できるものではなく、長期間にわたって支援が必要である。ゆえに、しっかりとした組織体制、人員確保が一番必要であると考え。しかしながら、これらの支援サービスの事業所がないことも報告されている。そのため、支援サービスを行うためには、どうしても市の職員体制の強化が必要である。

また、人材確保のためのボランティアの育成についても専門的な知識や経験が必要であり、簡単に進まないようである。そこで有償化によるボランティア活動を視野に入れて、育成施策を行っていく必要があると考える。

次に、うきは市子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業について、その基本方針にあるのは、子供の貧困対策を総合的に支援するものであり、支援としては、複合的な課題を抱えた子供たちとその家庭への支援を長期的な視点で継続的に行っていくことが非常に重要である。子供の貧困については複合的な要素が重なっているため、相談窓口を一本化し、今以上に進んだ職員の体制強化が必要である。せんだって福祉事務所、学校教育課、保健課などが同じ場所に配置され、総合的な支援体制が確立されたことは大いに評価されることである。

今後は、さらなる窓口の一本化を目指し、継続的な支援が行える体制づくりが必要と考える。次期計画について、アンケートなどの現状における意見を反映しながら、貧困問題の解決を図ってほしい。

以上、厚生文教常任委員会からの報告とする。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

日程第7. 議案第78号

○議長（中野 義信君） 日程第7、議案第78号令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） おはようございます。市民生活課、白石です。

補正予算書の67ページをお願いいたします。

議案第78号令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,072万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、73ページをお願いします。歳入でございます。

4款1項1目保険給付費等交付金、補正額300万円の増額補正です。内訳として、2節特別交付金300万円ということです。こちら歳出のほうで出てまいりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免により、令和元年度分、令和2年2月から3月分の保険税の還付に対する交付金でございます。全額補助となるものでございます。

続いて、75ページをお願いいたします。歳出でございます。

8款1項1目一般被保険者保険税還付金、補正額300万円の増額補正です。内訳としまして、23節償還金、利子及び割引料300万円。先ほど歳入のほうで触れましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で、保険税の減免による還付を行ったことにより、予算不足が見込まれるための補正をお願いするものです。先ほど申し上げたとおり、この分については10分の10が特別調整交付金で措置をされるものでございます。

それから、3目国庫支出金等返還金、補正額779万2,000円の増額です。内訳としては23節償還金、利子及び割引料779万2,000円。内訳としましては、過年度退職分の国民健康保険事業納付金の精算金です。令和元年分の精算によるもので26万7,000円です。続

きまして、過年度特定健康診査保健指導負担金返還金53万8,000円です。これも令和元年度の精算による返還金でございます。一番下の過年度普通交付金返還金698万7,000円、これにつきましても、令和元年度精算による返還金でございます。

続きまして、76ページです。

9款1項1目予備費、補正額404万9,000円の減額補正です。歳入歳出の財源調整によるものです。

以上です。

○議長（中野 義信君） 次に、給与等に関する説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 総務課の中野でございます。私のほうから、人件費の補正について説明をさせていただきます。

補正予算書は77ページになります。会計年度任用職員以外の職員の給与費明細書でございます。

給与費につきましては、給料が184万円の減額、職員手当が115万7,000円の減額で、合計で299万7,000円の減額でございます。退職手当組合負担金40万5,000円の減額、共済費34万1,000円の減額と合わせまして、合計は374万3,000円の減額を計上しております。このうち人事院勧告に伴います職員の人件費への影響額は5万5,000円の減額でございます。それ以外の人事異動等に伴うものとして368万8,000円の減額を見込んでいるところでございます。

説明は以上になります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 最後に説明されました77ページの会計年度任用職員の件で、職員数が4名とありますが、これ、男女比と年代を教えてくださいと思います。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 男性1名、女性3名、40代1名、30代1名、20代2名でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 73ページの件、歳入のところでお尋ねをしたいと思います。

先ほど説明の中で、保険税の減免分が10分の10補助されるというお話、説明がありました。そこでちょっとお尋ねしたいんですけれども、この間、企業なりが負担する分もあるし、それから個人分もあるんですけれども、これは個人分の負担についての減免対象ということなのかどうか、確認ということと、それと、人数的にはどのくらいあったのかというのを確認したいと思

ます。何月までの分かが。これからまた出てくるのかどうかというところもあるかと思いたすので、その辺の見通しについてお話しただけたらありがたいと思いたす。

以上です。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） まず、この保険税の分については国民健康保険税でございますので、個人の分になります。

それから、人数ですけれども、11月26日現在で申請が104件出ております。認定が98件、却下が2件、審査中4件ということになっております。却下については、前年所得がゼロであったりとか、1,000万円を超えてあったりとかいうことでの却下になっております。

それから、今後出てくるのかということですけど、一応3月まで受け付けるようにしてありますので出てくる可能性はございますが、対象となりそうな方には、あらかじめ個人通知を出させていただいておりますので、大部分が終わっているものとは考えておりますが、3月までは来るかと思われます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第78号については委員会付託を省略したいと思いたすが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は可決することに決しました。

日程第8. 議案第79号

○議長（中野 義信君） 日程第8、議案第79号令和2年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 補正予算書、79ページをお願いいたします。

令和2年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,133万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年12月4日提出。うきは市長高木典雄。続いて、85ページをお願いいたします。歳入でございます。

6款1項1目円滑運営事業費補助金、補正額16万7,000円の増額でございます。内訳としましては、1節高齢者医療制度円滑運営事業費補助金16万7,000円です。歳出のほうで出てまいりますけれども、高齢者医療制度見直しによるシステム改修分の国の補助になります。

続いて、87ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款2項1目徴収費、補正額83万6,000円の増額補正です。内訳としましては、13節委託料83万6,000円、平成30年度の税制改正に伴うシステム改修でございます。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目予備費、補正額24万2,000円の減額補正です。歳入歳出の財源調整でございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 次に、給与等に関して説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 89ページをお願いいたします。会計年度任用職員以外の職員の給与費明細書でございます。

給与費につきましては、給料が13万9,000円の減額、職員手当が27万5,000円の減額で、計の41万4,000円の減額でございます。退職手当組合負担金3万円の減額、共済費1万7,000円の増額と合わせまして、合計は42万7,000円の減額を計上しております。このうち人事院勧告に伴います職員の人件費への影響額は1万3,000円の減額、それ以外の人事異動等に伴うものとして41万4,000円の減額を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 先ほどと同じですが、89ページ、会計年度任用職員の方の性別

と年代を教えてくださいと思います。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 男性30代1名でございます。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 今申し上げておりますのは、先ほどの国保も含めまして、正規の職員の人数のことでございます。会計年度職員以外の職員でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 85ページのところで記載されている、システム改修というわけですが、そのシステム改修の中身として、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金ということなんで、この高齢者医療制度円滑運営事業というのはどういったものなのか、少し御説明いただきたいというふうに思います。どういった改修だったのかということ併せてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 白石課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 先ほど申し上げましたように、改修については平成30年度の税制改正に伴うものでございます。給与所得控除と、あと公的年金控除が10万円引き下げられる。このことによって、後期高齢者医療の保険料を計算する際の所得割の計算であるとか、軽減の判定所得であるとか、その辺りに影響が出るということでのシステム改修となります。

それに対する国の補助ということで上げておりますが、本来基準額の10分の10の補助であったんですけども、11月に内示額が来て16万7,000円ということで、歳出としては83万6,000円になっておりますけども、歳入としては16万7,000円という形になっております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） ということは、税制改正でシステム改修したということですね。ということと、歳入のところとは直接関係ないということですか。そういう意味ですか。というのは、円滑運営事業費というのは、たしか何か国が高齢者医療費の削減、削減って、多分その関係だと思んですけど、仕組みをつくっている。それぞれの後期高齢者、県単位でやるのか、単位、幾つかあると思んですけど、そういったところで地方自治体が、地方公共団体がそういった努力をすれば事業費として補助しますよというような中身じゃなかったのかなと思ったので質問させてもらった。そういうのは違うのか、改めて確認をします。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） この歳出の83万6,000円の分について、国から入る分ということになっております。ですから、本来もう、歳入のほうも83万6,000円、同額が上がるのが本来ですけれども、国としては予算等の関係で20%しか予算がついてないんですけれども、システム改修に対する補助金ということで捉えていただければいいかと思えます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第79号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は可決することに決しました。

日程第9. 議案第80号

○議長（中野 義信君） 日程第9、議案第80号令和2年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（高木 慎君） 自動車学校の高木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書の91ページをお願いいたします。

議案第80号令和2年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

それでは、御説明させていただきます。補正予算書の97ページをお願いいたします。

1 款 2 項 1 目 1 2 節 役 務 費、自 動 車 損 害 保 険 料 1 万 8,000 円。同 じ く 1 8 節、教 習 車 等 購 入 費 9 7 万 2,000 円 の 増 額 補 正 を 計 上 さ せ て い た だ いて お り ま す。今 回、普 通 二 輪 小 型 限 定 教 習 車 2 台 の 購 入 に 関 す る 補 正 の お 願 い で ご ざ い ま す。本 年 度、小 型 限 定 二 輪 教 習 車 の 購 入 は 当 初 予 定 し て お り ま せ ン だ が、教 習 車 の 1 台 が 急 遽 エ ン ジ ン の 故 障 に よ り 使 用 で き な く な っ て し ま っ た た め、修 理 を 依 頼 し ま し た が、年 式 が 古 く、替 え の 部 品 が 生 産 さ れ て い な い た め 修 理 が 難 し い と い う こ と で し た の で、早 急 に 二 輪 教 習 を 円 滑 に 行 え る よ う に す る た め、急 遽 本 年 度 の 購 入 を お 願 い す る も の で ご ざ い ま す。2 台 同 時 の 購 入 に つ き ま し て は、現 在 使 用 し て い る 車 両 が も う、生 産 さ れ て い な い た め、2 台 同 時 の 購 入 と し、同 一 車 種 に す る こ と に よ り 受 講 生 の 負 担 を 軽 減 す る と い う こ と と、現 在 使 用 し て い る 残 り の も う 一 台 も 購 入 か ら 3 1 年 が 経 過 し て い る こ と。ま た、1 2 5 c c の 教 習 車 が 完 全 注 文 生 産 制 で あ る た め、今 後 同 一 車 種 の 購 入 が 難 し く な る お そ れ が あ る と の 3 点 の 理 由 か ら、2 台 同 時 の 購 入 を お 願 い す る も の で ご ざ い ま す。

続 き ま し て、9 8 ペ ー ジ を お 願 い し ま す。

2 款 1 項 1 目 予 備 費 8 5 万 4,000 円 を 計 上 い た し て お り ま す。こ れ は 補 正 の 財 源 と し て 予 備 費 を 使 用 さ せ て い た だ く た め の 減 額 補 正 で ご ざ い ま す。

説 明 は 以 上 で ご ざ い ま す。よ ろ し く お 願 い し ま す。

○ 議 長 (中 野 義 信 君) 次 に、給 与 等 に 関 し て の 説 明 を 求 め ま す。総 務 課 長。

○ 総 務 課 長 (中 野 昭 一 郎 君) 9 9 ペ ー ジ を お 開 き く だ さ い。会 計 年 度 任 用 職 員 以 外 の 職 員 の 給 与 費 明 細 書 で ご ざ い ま す。

給 与 費 の う ち、職 員 手 当 1 3 万 6,000 円 を 減 額 し て お り ま す。こ の う ち 人 事 院 勧 告 に 伴 い ま す 職 員 の 人 件 費 へ の 影 響 額 は 1 8 万 2,000 円 の 減 額 と な っ て お り ま す。期 末 勤 勉 手 当 の 補 正 前 の 額 の ほ う に 算 出 誤 り が あ っ た こ と か ら、期 末 勤 勉 手 当 が 1 0 万 9,000 円 の 増 額 に な り ま し て、全 体 で は 1 3 万 6,000 円 の 減 額 に な っ て お る と こ ろ で ご ざ い ま す。

説 明 は 以 上 に な り ま す。

○ 議 長 (中 野 義 信 君) 説 明 が 終 わ り ま し た。

こ れ よ り 質 疑 を 行 い ま す。質 疑 は あ り ま せ ン か。5 番、岩 淵 議 員。

○ 議 員 (5 番 岩 淵 和 明 君) ち ょ っ と 今、説 明 を 聞 い て て 不 安 に な っ た の で、突 然 質 問 さ せ て。

今、2 台 の 分 が 改 め て 修 理 も な かな か 難 し い と い う 話 で し て、ほ か も 三 十 何 年 と か 言 い ま し た ね。そ も そ も 保 有 し て い る 台 数 と の 関 係 も 含 め て で す け ど、今 後 の ま た 起 き て し ま え ば、ま た 追 加 予 算 と い う こ と に な る と 思 う ン で す け ど も、そ も そ も の 持 っ て い る、そ こ の 自 動 車 関 係 の 更 新 計 画 と い う の は ど う い う ふ う に 考 え て お ら れ る の か、ち ょ っ と お 尋 ね し た い と 思 い ま す。

○ 議 長 (中 野 義 信 君) 自 動 車 学 校 長。

○ 自 動 車 学 校 長 (高 木 慎 君) ま ず、保 有 の 台 数 の 御 質 問 が あ り ま し た の で お 答 え さ せ て い た

だきます。

今、二輪車は400ccが6台と、400ccのオートマチック車、ビッグスクーターと普通言われていますが、それが2台と、125ccが2台となっております。

購入の予定ですが、先ほど議員が言われたとおり、定期的に購入していく必要があるというふうに考えておりますが、125ccの場合、使用頻度が少ないもので、なるべく長くもたせようという形でやっておりましたが、今回、急遽故障ということで買換えになりました。400ccのほうは6台保有しておりますので、2台ずつ定期的に購入するという事になっておりますので、また予定としては再来年度辺りに2台の購入をお願いしようかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 副市長。

○副市長（今村 一郎君） 今、二輪車についての御説明をいたしましたけれども、普通車についてもオートマチック車とマニュアル車とございます。現在、オートマチックについてはプリウス、それからマニュアルについてはホンダの車を使っておりますけれども、こちらのほうも計画的に状況を見ながら更新の計画を立てております。

また、うきは市立自動車学校におきましては、高齢者講習については県内で唯一軽自動車を使って講習をやっております。ほかの学校については普通に使う教習車、普通車を使って高齢者の講習をやっているんですけども、うきはだけは軽自動車を使ってやっているの、非常に皆さんからの評価が高くて、乗りやすいので、ぜひ、うきはでという方も多という状況でございます。そういう中で、来年度、計画しておりますけれども、オートマチックの軽自動車を1台購入して、高齢者講習をより円滑に早く済ませるような取組も計画をしております。

よって、車両等については、償却状況を見ながら計画的に更新するとともに、そういった情勢に合わせて事業を円滑に進めるための車の購入等も計画的にやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） ちなみにということで、2点ほどお伺いをいたします、高木校長に。

1つはコロナ禍にあります。この間の教習生の動向が、かなり規模が減っているのかどうか。高齢者講習もしかりでございますが、その辺の現状とコロナ対策をどのように取られておるのか。感染対策ですね。

もう一点は、この間ニュースだったと思うんですけど、NHKだったと思います。長崎の自動車学校が、いわゆる技能実習生の免許取得が非常に報道に出てましたので、近隣を見ますと、技

能実習生が今、コロナの関係でちょっと少なくなっているような話ですけれども、その辺は制度的に特別なことをやっているのかどうか。うきは自動車学校でも今から実習生の受入れというのは、これは国策としても、現実的にどの業種でも多く入ってくる見込みがコロナ禍後に出てくると思うんですよ。その辺を1つ、検討に値するんじゃないかなと思っての、今、分かるだけの見解で結構ですから、よろしく願いをいたします。

○議長（中野 義信君） 自動車学校長。

○自動車学校長（高木 慎君） ただいま2点の御質問をいただきましたので、御回答させていただきます。

まず、コロナの影響での教習生の増減という形ですけれども、今年ほうきは、我々の自動車学校もそうですけれども、筑後地区含め、県内全体的に入校数が増えているという形になっております。原因としては、昨日も会議のほうでいろいろ話は出たんですけども、まずは大学生のリモート化と、あとは合宿免許のほうがコロナの影響で実施できないというので、そちらのほうに流れていた教習生が地元で取っているんじゃないかという話が出ておりました。

もう一点、高齢者講習も実施人数、コロナですけれども増えております。これは甘木自動車学校が移転したことによる朝倉市からの高齢者講習の受講分が増えているという形になります。

コロナ対策でございますけれども、今、うきはの自動車学校でも自動車学校専用のガイドラインに沿って教習をさせていただいております。内容的にはもう、国が発表しているのとほぼ変わらず、換気と密を避けるという形と、教室が64席収容の教室で学科教習をやっておりますが、席を指定して、今、半分の32名の収容で行っております。今後、繁忙期に入りますので、去年の実績を調べたところ、最高で37名受講した日があったということで、今、64席を80席まで増やして、その半分、40席ぐらいでやっていけば入校制限もかけずに済むかなというので、前年度の実績で改善しているところでございます。

あと2点目、実習生の受入れという形で、実習生の方でうきは市で働く外国人国籍の方の入校はあります。今も問合せがあって、この問題が全国の自動車学校の中でも話合いが行われております。今回、今、3名の入校の希望をお受けしておりますが、通訳をつけたいという形で、御本人のほうで英語を話せる日本の方と一緒に学科教習を受けられないかという形で相談を受けてますので、そちらのほうも可能というふうには考えておりますので、まず、公安委員会のほうに問い合わせ受入れようかなという形で考えております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第80号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は可決することに決しました。

ここで15分間、55分まで休憩といたします。

午前10時41分休憩

.....
午前10時55分再開

○議長（中野 義信君） それでは、ただいまから再開させていただきます。

日程第10. 議案第81号

○議長（中野 義信君） 日程第10、議案第81号令和2年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 住環境建設課、村岡です。どうぞよろしくお願いたします。それでは、補正予算書の101ページ目をお開きください。

議案第81号令和2年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和2年度うきは市簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部、第1款水道事業収益、補正予定額1億2,820万5,000円、計1億5,565万1,000円。第2項営業外収益、補正予定額1億2,820万5,000円、計1億4,606万4,000円。

第3条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、水質検査手数料。期間、令和2年度から令和3年度まで。限度額169万4,000円。令和2年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

第3条に記載しています水質検査手数料の債務負担行為につきましては、例年、水質検査を毎月1回の頻度で実施しているところですが、4月に入ってから発注手続きを行っていたことから契約が遅れ、4月の水質検査が4月中に実施できない場合があります。よって、確実に4月に水質検査を行うことができるようにするためには、前年度の3月末に契約手続きに入る必要があるため、今回、債務負担行為をするものでございます。

次の102ページ目をお開きください。

補正予算実施計画、収入の部。

1款2項6目消費税及び地方消費税還付金1億2,820万5,000円の増額になります。11月26日の全員協議会のほうで説明しました消費税に関係するものでございまして、令和3年度6月申告の消費税分を令和2年度の予算に計上しておく必要があることから、今回、補正を行うものです。なお、この簡易水道事業会計につきましては、今年度、小石原川ダム関連の負担金をまとめて納入した関係から、6月申告において還付金として収入になるものでございまして、収入の部に増額補正となるものです。

103ページ目をお開きください。

1年間の現金の流れを示したキャッシュ・フロー計算書になりますが、現状の執行状況を踏まえた予算額にて再計算しております。

104ページ目をお開きください。

年度末の事業全体の財務状況を示した貸借対照表になります。こちらも現状の執行状況を踏まえた予算額にて再計算しております。

以上で説明を終わります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

9月議会で小石原川ダムに関わる支出の件をお尋ねいたしましたが、それ以降、今回、補正ということですが、9月の議会以降の小石原川ダムに関わる支出というのは、あれば教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） 水資源対策室、吉松でございます。

上水道事業本体につきましては、私どものほうが管轄しておりますので、私のほうから御返答したいと思います。

今現在、お支払いをしておりますのは、前回のお話を差し上げた、回答した以外は特に支払い
はございません。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。6番、鏈水議員。

○議員（6番 鏈水 英一君） 今、来年度の予算を一部前倒しの債務負担行為の金額が出ており
ます。それで、8ページの同じく債務負担行為という、この583万8,000円という金額が
出ております。これも工期が一緒で事項が一緒、限度額が違うだけでありますが、例えば、この
百何ぼかな、169万4,000円、これが4月分だけの金額ですかね、前倒しということは。

それと、この水質検査の手数料関係は、今、水資源対策室長が言われた水資源対策室はもう、
担当は向こうの住環境建設課のほうに変わっておるんですかね。その点を2点ほどお聞きいたし
ます。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 2点、御質問を頂きました。

1点目の今回の債務負担行為につきましては、4月分のみではなく年間の分で計上しておりま
す。

2点目の水資源対策室と住環境建設課のほうの役割分担というか、そういったところについま
しては、事業自体、水資源対策室のほうで小石原川ダム関連とか、その辺りしていただいておりますが、消費税のお支払い関係につきましては、この簡易水道事業会計を持っている住環境建設
課のほうでしておるところでございます。

○議長（中野 義信君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） 若干ちょっと追加で御説明させていただきますと、ここに上
がっております水質検査手数料と申しますのが、いわゆる簡易水道事業ですね。簡易水道をやっ
ております事業のほうの水源の水質検査を定期的にやっていると、その分でございます。私も
が行っておりますのは、個人の一般住宅の方の分ということでございますので、御理解いただ
ければと思います。

○議長（中野 義信君） 6番、鏈水議員。

○議員（6番 鏈水 英一君） 課長、そしたら8ページの583万8,000円。これの、こっ
ちになるのかな。債務負担行為の補正、水資源対策室長のほうかな。これと今、百四十幾らかな、
169万4,000円は1年分と言ったけど、その辺の違い、ちょっと分かりませんので詳しく
お願いします。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） まず、御質問の一般会計の分の債務負担行為583万

8,000円につきましては、市営住宅関係ですね、そちらのほうの水質検査手数料を計上しております。今回の簡易水道事業の分につきましては、鷹取と富永の水道施設ですね。そちらのほうの債務負担行為ということで設定しております。

こちらの債務負担行為につきましては、例年ですと、4月に入ってから契約手続を開始して、4月末頃の契約で、それから執行するという形になっておりますが、本来、毎月ごとに水質検査を実施する必要がございまして、4月の検査というのがちょっと遅れ気味になっているところがございました。そこで3月の時点で、もう契約手続に入って4月早々に契約して、きちんと4月に検査を行うというところで、そこら辺の検査の体制を是正したいというところで、今回、債務負担行為を組むものでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 6番、鏈水議員。

○議員（6番 鏈水 英一君） 分かりました。583万8,000円に対しては、これは一般会計ということで、例えば公営住宅とかの分と、この簡易水道事業に対してのお金がこの債務負担で出しているという考えでよろしいですかね。はい、了解しました。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 104ページですね。

貸借対照表、この資産の合計と負債の合計が違うんですよね。貸借対照表だから同じにならないかんというのが、そう勉強してきたんですけども、この予定だから違うのか。なぜ、これが違うのかを教えてください。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 御質問の件ですが、まず104ページ目、資産の合計が12億9,801万4,000円という形と、106ページ目をお開きいただきまして、こちらが下の負債の部と資本の部のほうを合計した形で12億9,801万4,000円という形になっておりますので、そういったところで数字のほうは合っているかと思えます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 村岡課長に確認をさせてください。補正予算の在り方。

前回はこの公会計になりまして、一般論的にしか私もよく詳しいわけじゃありませんが、とにかく損益計算に係る第2条の収益的収入及び支出の補正については理解するんですが、キャッシュ・フローなり貸借対照表、バランスシート、これまで年度途中で、いわゆるバランスシートそのものが現時点での総合的な経営の実態を表すんであって、その前回の補正のときには、年度途中で大きな事業が入ったとか大きな変動がない限りは、必要ないんじゃないかということを質問しましたですね。それでほかのほう、まだ公会計始めたばかりですから、その辺は確認して

おきますということでした。必ずしもキャッシュ・フローとそれから貸借対照表、バランスシートが補正予算のたびに必要なのかなという率直な疑問がありますものですから、その辺をお答えいただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 御存じのとおり公営企業会計、今年度からスタートしまして、現在でも上下水道の職員、各種研修なり、ほかの市町村にいろいろ勉強しながら進めているところです。御指摘のとおり、毎回毎回提示するのはどうかというところもございますし、今年度に限っては、できるだけ丁寧にやっていきたいというところもありまして、こういう形で毎回補正のたびに付けさせていただいておりますが、そういったほかの市町村の事例も勉強しながら、今後、進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第81号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は可決することに決しました。

日程第11. 議案第82号

○議長（中野 義信君） 日程第11、議案第82号令和2年度うきは市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 予算書の107ページ目をお開きください。

議案第82号令和2年度うきは市下水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和2年度うきは市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部、第1款下水道事業収益、補正予定額299万円、計16億223万3,000円。

第2項営業外収益、補正予定額299万円、計11億4,266万7,000円。

支出の部、第2款下水道事業費用、補正予定額2,852万8,000円、計14億1,996万3,000円。第1項営業費用、補正予定額マイナス145万8,000円、計11億4,035万2,000円。第2項営業外費用、補正予定額2,863万9,000円、計2億3,208万円。第3項特別損失、補正予定額134万7,000円、計2,855万4,000円。

108ページをお開きください。

第3条、補正予算（第1号）第3条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対する不足額5億8,530万8,000円は、引継金1億6,612万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,863万9,000円、当該年度分損益勘定留保資金2億2,373万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1億6,681万5,000円で補てんするものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部、第3款下水道事業資本的収入、補正予定額マイナス1,223万円、計6,974万8,000円。第3項補助金等、補正予定額マイナス1,223万円、計2,067万6,000円。第4款下水道事業資本的支出、補正予定額マイナス2,446万円、計6億5,505万6,000円。第1項建設改良費、補正予定額マイナス2,446万円、計8,109万1,000円。

第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、水質検査手数料。期間、令和2年度から令和3年度まで。限度額465万3,000円。令和2年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

第4条に記載しております水質検査手数料の債務負担行為につきましては、簡易水道事業と同様の趣旨で、確実に4月に水質検査を行うことができるよう、債務負担行為を行うものでございます。

109ページ目をお開きください。補正予算実施計画。

収入の部、1款2項7目雑収益299万円です。これは7月豪雨の際にマンホールポンプ2か所のほうが被災いたしまして修繕したところですが、こちら保険のほうに加入しておりましたため、保険金が収入として入るものでございます。

次に支出の部、2款1項5目総係費145万8,000円の減額ですが、人事院勧告による職

員給与等の改定及び人事異動等によるものでございます。

2項2目消費税2,863万9,000円の増額です。こちら11月26日の全員協議会のほうで説明しました消費税に関係するものでございまして、令和3年度6月申告分の消費税分を令和2年の予算に計上しておく必要があることから、今回、補正を行うものです。

3項5目その他特別損失134万7,000円の増額です。9月議会におきまして補正を行ったところですが、消費税額を再度算出したところ、不足が生じるということが分かりまして、今回、補正で増額するものです。

110ページ目をお開きください。資本的収入及び支出の収入の部。

3款3項1目国庫補助金1,223万円の減額です。

支出の部、4款1項2目処理場建設改良費2,446万円の減額です。こちらは吉井と浮羽両方の浄化センターの長寿命化計画に基づきまして、当面5か年で修繕が必要な施設の設計を現在委託により実施中でございますが、修繕の対象施設が当初想定より少なくなったため減額するもので、併せて収入の部の国庫補助金についても減額となるものです。

111ページ目をお開きください。

こちら1年間の現金の流れを示したキャッシュ・フロー計算になりますが、現状の執行状況を踏まえた予算額にて再計算しております。

114ページ目をお開きください。

こちら年度末の事業全体の財務状況を表した貸借対照表になります。こちらも現状の執行状況を踏まえ、予算額にて再計算しております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 次に、給与等に関しての説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） では、113ページをお開き願います。会計年度任用職員以外の職員の給与費明細書でございます。

給与費につきましては、給料が73万円の減額、手当が111万1,000円の減額で、計の184万1,000円の減額でございます。法定福利費54万4,000円の増額と合わせまして、合計は129万7,000円の減額を計上しております。このうち人事院勧告に伴います職員の人件費への影響額は10万8,000円の減額でございます。それ以外は人事異動等に伴うものとして118万9,000円の減額を見込んでいるところでございます。

説明は以上になります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） ちょっと説明が十分頭に入っているわけじゃありませんが、ま

ず、109ページのほうがいいですかね。村岡課長の説明で、営業外の収益で299万円ですね。これは水害のマンホールの破損等々による保険金の収入でしょう、これ。

それで、この修繕等に係る支出は、この下の支出のその他の特別損失ということになるんですかね。いや、申し上げたいのは、一般会計と公会計の関係で、この間、総務課長のほうからちょっとお話いただいたんですが、いわゆる総計予算主義の下で交通事故の議案がありました、臨時議会で。保険金を——保険で支払われて保険で相殺してしまう。このやり方と公会計では別なのかどうかですよ。ほかの自治体のほうも、運用上そうやっているという話も聞いておりますが、それはそれでいいと思うんですけど、結局その辺りの一般会計と単式と複式の関係で、その辺を御検討いただきたいと思ってですね。保険に加入している、損害補償が入ってくる、そして、それでその辺を相殺してからも、予算に上がってこないで保険で処理してしまうという方法。この場合は、この保険の受入れということだろうと思うんですけど、その辺がちょっと分かりませんか、私の質問のほうが不十分とは思いますが、回答は今じゃなくても構いません。その辺はまたちょっと財政のほうとも確認いただいて結構なんですけど、そんなふうに聞こえましたから。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） マンホールポンプの修繕のほうの支出の分につきましては、もともと当初予算で修繕料というのは計上しております、その中で支出しているというところで、今回、保険のほうが下りて収入として上がってきたため、今回、収入のみを計上しているような形になっております。

2点目に御質問ありました、保険の一般会計なりと公営企業会計なりでの、その適用の仕方と申しますか、そういったところにつきましては、すみません、ちょっと勉強不足のところもありますので、また引き続き勉強してまいります。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 一般会計におきましても、建物の損害保険等に関しましては、修繕料は修繕料で建物の損害は支払いをして、保険金のほうは予算のほうで受け入れるという形を取っております。この場合は、自動車保険と違って損害額と保険金で入ってくる額というのが必ずしも一致するわけではございませんし、保険金が相当遅れて入金になる可能性があります。年度を超える場合もありますので、そういった取扱いを一般会計も含めてやっておるということで御理解いただければと思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第82号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は可決することに決しました。

日程第12. 議案第83号

○議長（中野 義信君） 日程第12、議案第83号農業委員会委員の任命についてを議題とします。

説明を求めます。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（石井 太君） 農業委員会事務局、石井でございます。よろしくお願いいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

議案第83号農業委員会委員の任命について。

うきは市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和2年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

本日お配りの1枚の農業委員会委員の任命についての議案書を御覧いただきたいと思います。候補者の住所、氏名、生年月日、職業につきましては、別紙にお配りの議案書2ページを御参照いただきたいと思います。この案件につきましては、さきの全員協議会の中でも御報告させていただいたものでございます。

任命に係る農業委員の候補者につきましては、16名でございます。委員の構成につきましては、認定農業者が16名中11名で、認定農業者が過半数を超えるという要件を満たしております。また、利害関係を有しない者として、市職員OBを1名候補者として出しているところでございます。また年齢、性別等に著しい偏りが生じないようにという法の努力目標につきましては、50歳未満の青年委員を1名、女性委員を現在の2名から1名増の3名とした構成といたしてお

ります。

説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

うきは市の男女共同参画計画に基づく市のいろいろな審議会等への女性の割合の、本年度というか、末の目標は何パーセントですか。教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 石井男女共同参画推進室長。

○男女共同参画推進室長（石井 孝幸君） すみません、男女共同参画推進室も持っておりますので、私のほうからお答えしたいと思います。

今年度末の目標としては、女性の割合33%で設定をしております。これは3年前に設定した数字になりますので、実際33%は超えておる状況にはなりますけれども、農業委員会に限っては、ちょっと女性の数が少ないかなとは思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 農業委員会が16名ということですので、33%にした場合の人数は何人になるか教えてください。

○議長（中野 義信君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（石井 太君） 16名分の30%は、5名以上になります。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 課長のほうより構成要件については説明がありましたので、農業委員と農業推進委員の業務はどういったものをされているのかを伺いたいと思います。

○議長（中野 義信君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（石井 太君） お尋ねの、まず任務、役割でございますけれども、農業委員会等に関する法律の中で、それぞれうたわれた内容がございます。第6条に、農業委員会の委員につきましては、農地等の利用の適正化の推進。中身につきましては、規模の拡大あるいは農地の集団化、農地を有効的に使うというふうなものに取り組んでいただくことでございます。

また、農業最適化推進委員につきましては、農業委員会のほうが委嘱するものでございますけれども、あらかじめ農業委員会のほうで定められた区域の中で、こちらにつきましても農地等の利用、最適化の推進のための活動を行うものでございます。

なお、活動のそれぞれの詳細につきましては、市のほうで毎年度、うきは市農業委員会重点活動計画を立てておりますので、この計画に基づいて活動をしていただいているような状況でござ

います。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 今回16名の方がなられたということで、私もその、何ですかね、その法律を見ました。条例関係は任命しかありませんから、どういった仕事をしているのか。そうすると、今回新たに再任の方もおらっしゃると思うんですけど、あの法律はどういったふうに研修されるのか。業務がどういったのかというのは、どういったふうに研修されて、その業務をやっていくのかを教えていただきたいと。

2点目が、今日、総務産業委員長の方の報告で、何ですかね、アグリコネクト。こういったところにもそういった業務をやってるんですね。これは法的な基準に基づいてやっているのか。じゃなくて、具体的に言うと農地の流動化やら担い手の支援やら新たな担い手、労働力の確保やら、そういったのもアグリコネクトも上げてるんです。そういったのというのは、この農業委員に関する法律ですかね。この業務の中に入っているんですけど、そこはきちっと機能しているのか伺いたいと思います。

○議長（中野 義信君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（石井 太君） まず、1点目の新しくなられる委員への法律を含めた活動の周知でございますけれども、まず全体の研修会等、農業委員、農業推進委員併せて毎年度、年度当初に実施をいたしております。また、年度途中に県のほうの研修会等にも全員に参加をしていただいているような状況でございます。

この新しい組織になったのが、やっと3年間1つの区切りが来ますけれども、一昨年からの活動、重点活動計画をつくりまして、法律に基づいた中での活動ではありますけれども、具体的なこういった活動をやってくださいということで、個別に今、お願いをして活動、実施をいただいております。3年間1期が終わりますので、またそういった総括も含めて、新しい体制の中では、また新しい重点目標を定めて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから2点目が、私がよく理解してないかもしれませんが、農地の流動化であったり集約化というのは、これは農業委員会の大きな重点目標でもあり同時に、市部局のほうでも非常に重要な問題でありますので、幾つかの方面で取り組んでいるというふうなことでございます。直接的にアグリコネクトと農業委員会が結びついているということではございませんけれども、それぞれの立場の中で活動しているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ちょっと質問のあれが、私のほうが質問の仕方が悪かったと思う

んですけど、農業委員会のほうは法律に基づいて業務が、私が勉強した限りでは、せにゃいかん業務と任意業務、必須の業務と任意の業務があるような感じに法律を読んだら捉えると。その必須の業務が法律で定められているということは、それをせにゃいかんとやろうと私は思う。農業委員会というのは。そして、だから、その3年間である程度変わるようなら、これだけの業務ですよね。今、一番うきはで課題となっている業務をですよ、せにゃいかんと法律で書いちよとです。そこが果たせるように、そこが僕は中心になるのかなと。そして、何ですかね。そのアグリコネクトとかレインボーファームというのは、補完的に農業を強くするためにある組織だと思うんですけど、その解釈は私は違っているのか。ちょっとそのとこだけ、私としては法律に基づいての業務はやっぱりせにゃいかんとかないという思いで確認をしているところでございます。

○議長（中野 義信君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（石井 太君） まず、議員のおっしゃる考え方もござろうかと思えます。農業委員会は、あくまでもこの法律に基づいて活動していただいているものでございまして、その活動の中身につきましても、毎月、活動日誌を提出していただいて、事務局のほうでもその活動の内容については精査をしているところでございます。

この法律、要は農地の最適化の推進、これは最大の任務でありますので、これに向けて今後についても研修等を通じて、さらに意識を高めていきたいと思えます。また、目標であるとかその推進の方法という、目標的なものがございまして、こちらにつきましても、先ほど申し上げました重点活動の中でうたってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 私の住んでる20区の件なんですけど、どうも農地を宅地化に業者のほうでするといって話があったときに、今の農地の最適化ということからすると、もう、それは仕方がない。地権者が売却あるいは賃貸すれば仕方がないというふうな形の農地の最適化というふうに捉えていいのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（石井 太君） 農地の転用等につきましては、個別に農地法あるいは農振法がございまして、そういった手続の中で、それが適正と認められれば農業委員会の中で審議をして、県のほうに進達をするということになりますので、その案件がどうかというところは、また個別にお尋ねをしていただければというふうに思えます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 組坂議員の内容と若干関連をしますけれども、農業委員会、今、

この農業の情勢がこれだけ衰退する大きな課題を抱えております。そこで3年前に、平成28年に農業委員会法が大幅改正になりまして、新たな農業委員会体制になりました。

申し上げたい結論は、今度16人中、大半の10人が替わると。前に石井課長が農林課長に就任する前に、前の課長のほうにしっかり今、研修をさせておりますというのが一、二年、答弁でやっておりました、決算の中ですね。それでまたこの3年で、新しい制度の中で今、この農地の非常に重要な任務を請け負いながら、それから推進委員のほうもそうなんですけど、この大半が3年で替わっていくということ。これは体制が十分できたから、それでいいという話なら分かるんですが、なかなかこの農業の現状の農地の関係等々考えると、相当やっぱり皆さんが真剣にならないと、やはり放棄地対策、そういうものを考えるときには、よほどやっぱり農地所有者との間に入って、推進委員はそういうのが任務ですからですね。特に推進委員の動きはほとんど見えません。集落で会合を開いて、いろんなことをというふうにこの法律の説明には書いてますけど、この3年間、ほとんどその動きは見ておりません。

だから、要するに制度は変わったけども、人数もこれだけに減りましたけど、25から16に減りましたけど、今までの人選ですね。という慣例がまだ生き残って、だから次、私ばい、私ばい、あんたばいというような話で替わっていきよるのかどうか。やはりここは非常に重要な任務をお持ちですから、その辺思うんですが、こんなに極端に3年、3年で変わっていくような事業体なのかという思いがしますが、課長、その辺はどう認識なさいますか。

○議長（中野 義信君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（石井 太君） 議員御指摘のように、今回の16名につきましては、6名が再任で10名が新任でございます。望ましいことと言えば、できれば継続して半数程度の方には残っていただきたいという思いで、それぞれの委員にはお願いをいたしましたけれども、個人の事情あるいは地域の事情によりまして、公募、代替推薦をいただいた中での結果でございます。ただし、先ほど言いましたように認定農業者がこのうち11名含まれて、農業に精通する方が非常に多うございます。そういった中で御指摘も踏まえて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） ぜひ認定農業者が11人おることは、私も数字をお聞きしてましたから、それはそれで理解できるんですけど、やはりこれだけ大幅に替わっていく。今度、委員会の任命で、推進委員もまたがらっと替わっていくものなのかどうか分かりませんが、ぜひこれは私の現実的なお願いとして、ある程度、一番核心の重要な人たちにはしっかり残していくように、一定期間はやっぱりしっかりこの問題解決に御尽力いただきたいなというふうに思います。

ので、あとはお願いするしかありません。推進委員はどのくらい替わる見込みですか。

○議長（中野 義信君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（石井 太君） すみません、手元に持ってきておりませんが、約半数が新しく替わられることになりますけれども、逆に推進委員につきましては、ほぼほぼ認定農業者経営の現場で自主活動している方が主でございますので、そういった方々が地域の中に根差した活動をしていただけるというふうに理解をしておるところでございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第83号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は同意することに決しました。

日程第13. 議案第86号

日程第14. 議案第87号

○議長（中野 義信君） 日程第13、議案第86号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について及び日程第14、議案第87号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分に関する協議については関連がありますので、一括して議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） おはようございます。企画財政課の山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第86号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合同規約の変更に関する協議について。

久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務を変更し、これに伴い、久留米広域市町村圏事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係市町と協議する。令和2年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

提案理由。

久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する広域市町村圏計画に係る事務を廃止するため、同組合において共同処理する事務を変更し、これに伴い同組合の規約を変更することに関し、地方自治法第286条第1項の規定により関係市町と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

6ページをお願いいたします。

久留米広域市町村圏事務組合同規約の一部を変更する規約。

久留米広域市町村圏事務組合同規約の一部を次のように変更する。これからは別紙の新旧対照表を使って説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページでございます。

組合の処理する事務、第3条の第1号、第2号を削り、第3号を第1号に、第4号を第2号に繰り上げるものです。第12条から第14条までを削り、第15条第1項中「及び出資金、並びに」を削り、同条第2項中「及び出資金」を削り、同条を第12条とするものです。

続いて、2ページを御覧ください。

先ほどの内容で、別表を現行の第3条の第1号、第2号が削除をされるため、改正案のように、組合の運営に要する共通経費に負担金のほうが改められるものでございます。そして第3号、第4号の文が繰り上がって、第1号、第2号の文となるものです。

大変失礼しました。冒頭、議案の趣旨を申し上げるところでしたけど、私、飛ばしてしましまして、すみません、説明をまたいたします。

現在、久留米圏域は広域行政について、久留米広域市町村圏事務組合と久留米広域連携中枢都市圏と2つの枠組みが存在する状態でございます。以前から組合議会や監査委員のほうから、二重行政ではないか。事務事業を整理する必要があるのではないかとといった御意見、御指摘等を受けてきたところでございます。そのような中、平成31年2月の正副組合長会議において、圏域により効率的、効果的な行政サービスを提供していくため、事務事業整理に向けた事業を開始することの合意がなされ、これを受けた検討が行われて、今年8月の組合全員協議会で改正内容の方向性が出されたところでございます。

内容は、久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務のうち、ふるさと振興事業に関する事務と、国・県への提言活動を廃止し、小児救急医療支援事業に関する事務と広域消防の2つの事業に特化していくものの、これに必要な規約改正を行うものでございました。すみません、最初に説明をすればよかったですけど、大変失礼しました。

この附則で、令和3年4月1日から施行するものとなっております。

続いて、議案書7ページをお願いいたします。

議案第87号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分に関する協議について。

久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴い、別紙のとおり財産を処分することについて、地方自治法第289条の規定により関係市町と協議する。令和2年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

提案理由。

久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分に関し、地方自治法第289条の規定により関係市町と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

続いて、8ページをお願いいたします。

久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分に関する協議書。

地方自治法第289条の規定により、久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分を次のとおり定める。

1、久留米広域市町村圏事務組合ふるさと振興事業特別会計剰余金は、久留米広域市町村圏事務組合一般会計に編入する。

2、久留米広域ふるさと振興基金に属する財産は、各出資市町の出資割合に応じ関係市町に帰属させる。

久留米市長以下、4市2町の首長名でこの協議書を締結する予定にしております。

先ほど説明いたしましたように、ふるさと振興事業の廃止に伴い、このふるさと振興基金も廃止となります。この廃止に当たりまして、構成市町の出資した出資金、県からの交付金、運用益の積立金の基金をそれぞれの市町の出資割合に応じて帰属させるというのが大きな改正、今回の趣旨でございまして、大体、現在の見込みで、全体で15億9,313万円ほどの基金総額が見込まれておりまして、うきは市の分としては約1億4,326万1,000円ほどが見込まれております。これは現時点の見込みでございますので、年度末に、また金額が変更になるかと思いません。今回の関係市町の協議が整った後、3月議会でこの歳入のほうの対応を考えていきたいと考

えておるところでございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。2つの議案を提案しましたものですから、議案番号を述べてから質疑をお願いいたします。質疑はありますか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） この規約改正、規約変更については、もとより異議はございません。もともと中枢都市圏に変わったときに重複しよるじゃないかというのを私は関係——久留米市の部長たちに言うたことがありますから、それは異論ありません。

要は、1つは中枢都市圏のほうを関連してお聞きしたいんですけどね。重複した事業をここで整理をかけるということは大いに賛同しますが、この中枢都市圏に至るまでが、広域市町村圏構想から定住自立圏構想を変遷してきて現在に至っております。これは総務省の地方制度調査会が審議しながらやってきてるんですけど。

それで、このことには賛同しますけれども、中枢都市圏のほうですね、久留米市が事務を行っておりますけど、これがうきはのほうにどういうメリットをもたらしていくのかというのが、このアンテナショップが結果的に駄目になりましたですよね。ほかは何の動きも耳に入っていないし、時折、その成果も議会のほうにもお知らせいただきたいと思ひますし、その仕組みそのものも、概念は分かるんだけど、やっぱりその辺で、所管は企画財政課長なのか、それぞれの所管がその分野で行くのか、その辺の分かりやすい概要でいいですけど、資料を議会のほうに配っていただけませんか。でないと、1つの国の政策の広域圏事業の重要なところでもありますから、それを議会があまり承知してないというのはどうかというふうに思ひますので、資料をひとつ配付をお願いしたいと思ひますが、まずはいかがでしょうか。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 連携中枢都市圏のほうは非常に事業が多くて、なかなか一言でこれというのがすぐ浮かばないぐらいいっぱいあります。これについては、議員がおっしゃったように少しまとめまして、後で提出をさせていただきたいと思っております。

いろんなそういった久留米広域圏とダブっているという部分がかかなりあったということで、今回の改正になったわけですけども、そういった部分は、また今後、発展させてやっていかなければならないし、これが連携中枢都市圏のほうになると、いろんな市町との連携になってくるからですね、いろんな事業が展開できるということで、可能性としては非常にあるのかなと思っておりますし、それを皆さんに十分お伝えしきれてなかったということで、そういう部分については整理をさせていただきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 2回目です。概略分かる範囲で結構ですから、ぜひお願いしたいと思います。

それから、この規約変更後はもう、消防と小児救急だけになるんですね。これは市長にぜひお願いしたいんだけど、小児救急、これはうきは市も聖マリアまで救急搬送になろうかというふうに思います。相当時間がかかるし、今、子供さんの核家族ももちろんですけど、やはりまだ幼い生まれたばかりの子供たちを、いろいろ子育ての関係で非常に心配する場面が多いと思うんですね。

申し上げたいのは、できるだけ近隣に小児科の問題、例えば、中央病院が救急指定を受けてますけどね、そこに何とか中間、最寄りの近いところに小児救急辺りを設定するようなことという議論をすべきじゃないかと思うんですけど、その辺を1つの要望として申し上げますが、まだそういう話は聞いたことがありませんから、聖マリアのみ、今度は年末を控えて、正月三が日辺りもいろいろ動きがあるというふうに思いますので、よかったらその辺を今後御議論いただけるかどうか、見解を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、御議決賜りますと、来年4月1日からこの久留米広域圏の事業は小児救急医療支援事業と広域消防と、こういうことで特化をして、さらに集中的に業務展開をやっていくということになろうかと思いますが、この小児救急医療支援事業については、御指摘のように聖マリア病院で対応していただいています。そうしますと、距離的にハンディーを負ううきは市におきましては、なかなか利用者が少ないという課題は従前から承知をしております。なかなかうきは市内、医療機関が充実してない中で、どのようにそういう子供、子育ての支援に関わるような事業につなげるかというのは大きな課題であるんですけども、しっかり、そっくりうきは市内に近いところに来れば一番ありがたいんですけども、なかなか医療環境として厳しいところがあるんですが、じゃあ、そういう中でうまく連携できるような取組ができないかというのが問題意識として持っておりますので、しっかりまたそういうことで議論していきたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

先ほど8ページで財産が余って、広域圏のほうに一般会計に編入するということですが、今、新旧対照表の中で小児救急センターについては質問がありましたが、消防署のほうは現在、この広域圏で定数に職員は満たしているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 今、手元に資料がございませんので、詳しくは説明できま

せんが、消防署の職員の人数は、久留米広域管内は少ない状況だとは聞いております。令和4年度ぐらいから増員を図っていくところで計画がなされております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 市民の生活の安全、特に命を守る消防署の活動があるとするならば、先ほどの剰余金ということがあるとするならば、ぜひ消防署の定数を100%に充足していただきたいと思いますが、市長、お考えはいかがでしょうか。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、まだまだ久留米広域消防、職員の充足率は低うございます。そういう中で広域消防も計画的に充足率を高めるように今、計画的に議論をさせていただいているところであります。

一方、うきは市におきましては、御案内、まだきちっと御説明してませんが、あと四、五年後には浮羽消防署の建て替えの課題等もありまして、消防に係る大きな行政経費が見込まれますので、そういうことも含めまして、今回のこの基金については有効活用させていただきたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで議案第86号、議案第87号の質疑を終わります。

お諮りします。議案第86号、議案第87号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第86号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は可決することに決しました。

次に、議案第87号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は可決することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時15分といたします。

午後0時03分休憩

午後1時13分再開

○議長（中野 義信君） それでは、再開させていただきます。

日程第15. 議案第88号

○議長（中野 義信君） 日程第15、議案第88号うきは市納骨堂の指定管理者の指定についてを議題とします。

説明を求めます。人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（白石 孝博君） 人権・同和対策室、白石です。

議案書の9ページをお願いいたします。

議案第88号うきは市納骨堂の指定管理者の指定について。

下記のとおり地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。令和2年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

記。

1、指定管理者に管理を行わせる施設、うきは市納骨堂。

2、指定管理者に指定する者については、記載のとおりでございます。

3、指定する期間については、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

令和3年3月31日をもって指定期間が終了するため、5年間の延長を行うものでございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第88号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は可決することに決しました。

日程第16. 議案第89号

○議長（中野 義信君） 日程第16、議案第89号うきは市簡易給水施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

説明を求めます。水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） 改めまして、水資源対策室長、吉松です。よろしくお願いいたします。

議案書の10ページを御覧ください。

議案第89号うきは市簡易給水施設の指定管理者の指定について。

下記のとおり地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。令和2年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

- 1、指定管理者に管理を行わせる施設、別紙のとおり。
- 2、指定管理者に指定する者、別紙のとおり。
- 3、指定する期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

なお、管理を行わせる施設及び管理に指定する者については、11ページの一覧表を御覧ください。これまでどおり27の施設を引き続き指定管理してまいりたいと思っております。指定期間につきましては、現在の期間から引き続き、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

たくさんの簡易水道施設の指定管理の問題ですが、それぞれの管理者のほうから今回の再指定ということになると思いますが、要望とかは上がっていないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） それぞれの指定管理者の指定につきましての条例に基づきまして、事前に申請書を27の各施設から頂戴しておりますので、そういった意味では、皆さんから申請をいただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） すみません、質問がちょっと不十分だったみたいで。これからまた5年間していただくわけですけれども、それに対して簡易水道施設に対する、市に対する要望とかはあっていないのでしょうかという質問です。

○議長（中野 義信君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） 要望といいますと、いろんなものがあるかと思いますが、実際にこういったところが故障がありますよ、修繕が必要ですよという要望から、今後、その先どう考えていくのだという要望までいろいろあるかと思いますが、一般的には当面、修繕箇所がありますよとか、そういった意味での要望は多く承って、多くといいますか、そういう面では承っておりますので、随時予算化させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 朝、資料を頂きましてありがとうございます。ぱっと見まして、まず今、この頂いた資料の4ページの田籠山口地区、ここにボールペンで書いてありますが、24年の九州北部豪雨の被害によりということ、今のところはこれはもう、休止状態ということによろしゅうございますかね。できたら、今、戸数が何戸なのか、空白になっていますので、お願いしたいと思うんですが。

それからもう一つ、8ページです。8ページの中ほど、ちょっと下に米印で加入金が14万円という、含むち書いております。これは新たに加入する場合には、これだけの費用がそれぞれの組合で違うと思うんですけども、例えば中山間地のほうに移住する場合についても、こういう費用負担が発生するんであろうというふうに思うんですが、その辺の事情をお伺いしたいと思います。

取りあえず最後に、戸数がかなり少ないですよ。今後どうなっていくのかというのは、人口減少とともにこういう水の事情が、中山間地、変わっていくというふうに思いますが、今、これから5年間ですかね、指定管理ということでございますけども、その辺の予測的なものをお願いいたします。よろしく。

○議長（中野 義信君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） 3点御質問いただいております。

まず4ページの田籠山口地区の簡易給水施設、こちらにつきましては、議員おっしゃいますとおり、災害復旧の途上でございまして、今、実際は休止状態と。水としては一応湧き水的なものが出ておりますので、それで手洗い程度のことはできておりますけれども、実際、本格的な稼働はしておりませんし、個人的な話ですけども、大力さん御自身もまだ完全にこちらの山口のほうには戻ってこられてないという状況でございます。

戸数につきましては、一応3戸ございまして、1戸、市外から転入される予定の方がちょこちょこいらっしゃってるということで、それを含めまして、一応3戸の予定でございます。

それから、8ページですね。前迫の給水施設でございますけれども、加入金につきましてはということで、ちょっと収支が合わないようなことになっておりましたので、この14万円というもの。これを除きますと、各個人からの負担金、使用料が非常に大きくなりますもんですから、こういう注釈書きを書いていただいたところでございます。そういう利用組合の財産の持ちようといえますか、多い少ないにつきましては、各組合員で非常に事情が変わってきております。違う部分もございまして、また、おっしゃいますとおり、加入戸数も組合によりましてかなり上下がございまして、一般的にこのくらいの金額がかかるというものではなく、これはあくまで組合各自の個人の御事情ということで、これぐらい加入金を取られてらっしゃることと受け止めております。

それから、全体的な話になりますと、やはり戸数が組合によりましてはかなり少ない、3戸ですとか5戸ですとかという組合もございまして、20戸以上あるようなところもございまして、20戸以上あるようなところにつきましても、聞いてみますと、やはりお年寄りがお一人で住んでいらっしゃいますよとか、御夫婦でお年寄りが住んでらっしゃるけど、どちらかがもし亡くなれば、もう息子さんのところに行きますよとか、そういう話はよく伺っているところでございます。もちろんこういう施設がある限りは、過去からの経緯もございまして、市のほうでしっかり管理していきたいと思っておりますけれども、その先、戸数が減ってきてどうなるかという状況については、今のところいろいろ検討はしておりますけれども、まだお出しできる段階にございませんので、大変申し訳ないですが、こういう形でお答えさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 理解できました。

それで、もう一つ確認したいのは、これは、水質はもう、年にどのくらいの間隔で、適切に水質検査やられてるといふふうに思いますが、多分こういう指定管理に持ち込むということで、継続するということでございますから、水質には問題ないだろうといふふうに思いますが、さっきありました田箆でも湧き水という話もありました。これは水源というのは、いわゆる山水、山からのにじみ出てくるような水源と、ほとんどがそうなんですね。湧き水という表現で全てがそういうことになるんですかね。その辺をあまり詳しくなかったもんですから。ちょっと、私まだ予算のほう調べてないんですけど、これに対する指定管理料というのは発生しないですね、はい。それ、ちょっと確認でした。

いずれにしてもこれだけのもう、少数になってきてますし、ややもするとそこに加入金なるこの金額はどうか分かりませんが、それぞれの保有財産によって変わってくるということになってくるんでしょうけど、その辺りを移住の今、田園回帰なりいろんな回帰の、コロナに絡んで動きが全国的に起こってますから、いろいろ、区の未加入問題とも類して、その辺の金額負担の話もありますから、その辺をやっぱり行政も考えていく必要があるんじゃないかと思いますが、その点に併せて最後にしますのでお願いします。

○議長（中野 義信君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） まず、各利用組合での水質検査は、一応私どもの指導としては年1回もしくはそれ以上はお願いしたいということを申し上げております。

それから水源につきましては、ちょっと今、手元に詳しい資料がございませんけれども、湧き水であるものと、それから井戸を掘って実際ボーリングして取ってるものとございます。ちょっとその割合は申し訳ありません、今、手元にございません。

それから加入金の問題、区への未加入者問題とも関連してくるといふ話でもございますが、確かにおっしゃいますとおり、利用料金として、加入金として多額のものが必要になるということになりますと、やはり二の足を踏まれるという方も中にはあるかもしれませんので、もしそういう御相談などがありましたら、行政としましても丁寧に説明して、どういったお金なのかとか、そういったことで丁寧にお話をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 今、見せていただきましたら、4ページの先ほどの方は、避難といひますか、そういうことをしてるからだと思って、記入があっても仕方ないのかなと思ったのですが、これ見ておりましたら、大変あれですよ。代表者の名前がない。判こはあるけど名前

がないとか、指定した管理施設の所在地の住所が書いてないとか、一番下のその他の取水地地番とか貯水地地番がないとかあるんですが、それで議会で採決せろという提案なんですか。

○議長（中野 義信君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） 議員おっしゃっておりますのは、恐らく19ページの大持地区の簡易給水施設の利用組合のところではなかろうかと思えます。お名前が消えております。これ、書いてないわけじゃございませんで、原本にはしっかり記入がございます。ただ、御本人のお名前の横判を押してらっしゃいます。インクを加減か何かだと思うんですけども、2回、3回コピーしておりますうちに、こういった形でちょっと消えてしまいました。私どものほうで加筆するわけにはいきませんので、こういった形でお出ししている状況でございますので、御了承ください。

それから、管理の施設の所在地ですとか取水地番とかということで空欄になっているところがございます。厳密に言えば、やはり地番など調べてということになりましょうが、何分皆様方に御負担がかからないような形でしたいということもございまして、それから、地番自体非常に分かりにくいところに施設がございましたりして、そういったことで空欄になっている部分はございます。これは私どもがきちんとこの申請書を頂いた、事業報告を頂いたときに精査しなければならないところがございますが、これは漏れているところがございますので、これにつきましてはおわびしたいと思います。申し訳ございません。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

お諮りします。議案第89号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は可決することに決しました。

日程第17. 議案第96号

○議長（中野 義信君） 日程第17、議案第96号うきは市防災会議設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 市民協働推進課、石井です。

議案書19ページになります。

議案第96号うきは市防災会議設置条例の一部を改正する条例の制定についてです。

次のページをお開きください。

うきは市防災会議設置条例の一部を改正する条例。

うきは市防災会議設置条例の一部を次のように改正する。

第3条第5項第8号を次のように改める。

（8）消防長及び消防団長。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表の3ページをお開きください。

第3条第5項には、「委員は、次に掲げる者をもって充てる」とあります。第1号から第16号まで、関係する団体の代表者等が上げられております。その中で、現行の第8号には、「うきは市消防団正副団長、消防委員長及び浮羽消防署長」となっておりますが、改正案では、「消防長及び消防団長」に改めるものとなります。理由としましては、久留米広域消防本部から、ほかの構成市町に併せて消防長に変更してほしいという申入れがありました。また、消防団正副団長においても、久留米広域圏の構成市町に併せて消防団長を委員とし、副団長を除くこととしております。

消防委員長についてですが、消防委員会は市長の諮問に応じ、消防行政について調査や審議をするものであるため、防災会議からは除くこととしております。

なお、消防団副団長及び消防委員長には内諾をいただいております。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 今、説明がございましたとおりに、広域市町村圏内ではもう、うきは市のみの現行の規定は承知をいたしておりました。それで、これで結構ですが、実は防災会議、私は現職の頃は出ておりましたけど、ちょっと話を聞いてみました。そしたら今、これだけ自然災害、危機的な状況にある最も重要な会議の1つです。ところが、それぞれ代表者が集積

して集まったの会議で、ほとんど意見が出ないと。結局ここで承認をされるわけですから、その辺が気になっております。

したがって、石井課長の前、その前だったかな。会議の中でしっかり申し上げておりましたけども、それは実行されていないようですが、この防災会議の前に実務担当者を入れて実態的な審議をして、結果はこの防災会議で結論を得ると。そうしないと、なかなか代表者がその場にぼんと来てから議論するような状況には、一般的にはないと思うんですよね。そして、実務に関わっている人たちがいろんな意見を出し合って、やはり避難で言えば、逃げ遅れゼロとかというパンフも配られておりますし、いつも心配するのは耳納山麓です。朝倉みたいに線状降雨帯、そういうものが来たときにもっとひどい状況になるということをいつも心配します。そういうときに皆さん、防災計画を見直していくのはなかなか大変なことだと思いますけど、それだけ質実のある会議構成を考えて、実態に即した行動、避難できるようなものにしていかないと、どうしても形式的なものというふうには私は見ます。ぜひひとつ、今後の在り方については中身の問題を含めて、確実に実行することをお願いしたいと思いますが、答弁願います。

○議長（中野 義信君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 防災会議の委員については、今現在35名いらっしゃいます。その中に市長を初め副市長、教育長も参加しておりますけれども、市役所のほうでは主要な課長にもお集まりいただいておりますし、あと自治協議会、あと男女共同参画センターのほうからも出ておりますので、まず、市役所関係といえますか。この防災会議の前に一度そういう事前の担当者会議をする意味はあろうかと思っておりますので、今後、前向きに検討したいと思っております。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 前向きに検討したいということでございますが、検討してください。そして、全部の関係団体の全部集まる必要ないと思うんですよ。やっぱり消防署、警察、現場の、即行動して、やっぱり何がしかの権限をもって発動する人たちの前線に立つ人たちが特に必要だというふうに思っておりますので、必ずそれをやるようお願いをして終わります。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） すみません、その略で書いてなければ質問もしなくてよかったのかなと思っておりますが、この防災会議に参加してある女性の人数と、いわゆる障がい者の方の人数を教えてくださいたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 先ほど委員の数が35名ということを行いましたけれども、その中で女性が8名いらっしゃいます。率としましては22.9%ということで、30%に届いておりませんので、これは1つ課題かなと思っておりますが、どうしても警察署長とか、例えば

合所ダム管理所長とか、あと藤波ダムの主張所長とか消防長とか、あと土木協力会の代表、建設協同組合の代表の方とかになりますので、どうしても男性が集まってしまうということなんですけれども、あと、市長が認める者という条例もありますので、その中で自治協議会のほうからは女性2名、あと、にじ農協のほうからも女性部の方、2人参加とか、そういう形で女性も少しずつ入ってきている状況かなと思っております。（「障がい者は」と呼ぶ者あり）すみません、その中で障がい者の方というのはいらっしゃらない状況です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 今回の構成委員の件でございますが、それに関連して防災計画ですかね。あれが、うきは市のはどうも県とはマッチしていないところが多々あるようでございます。県の防災計画も改めて見ていただいて、マッチするような、大分考え方が県と違うような。あと、大規模災害に遭ってますから、そことも調整するような形でつくっていただければと思っております。

○議長（中野 義信君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） すみません、私もちよっと勉強不足で申し訳ありません。県の防災計画も熟知して、マッチするようになりたいと考えております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第96号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は可決することに決しました。

日程第18. 議案第97号

○議長（中野 義信君） 日程第18、議案第97号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 議案書は21ページをお願いいたします。

議案第97号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

22ページをお願いいたします。

うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年うきは市条例第8号）の中の附則の一部を改正するものでございます。平成28年3月議会で人事院勧告に伴います給与制度の総合的見直しに係る条例改正を行っております。この総合的見直しと申しますのは、世代間の給与配分の見直しを行ったものでございまして、具体的には俸給表の水準を平均で2%引き下げの中で、50歳代後半層の職員が多く在籍をする号俸を最大4%引き下げた改正になっておりました。

附則におきまして、「当分の間」として改正により給与が減額になる者の減給補償を定めておったところでございますが、これを「令和3年3月31日までの間」と改めまして、本年度末で終了するものでございます。

新旧対照表のほうは4ページに記載をしておるところでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） この条例の改正によって影響を受けられる方は、およそ何名おられるのでしょうか。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 2名になります。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第97号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決ま

した。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は可決することに決しました。

日程第19、議案第98号

○議長（中野 義信君） 日程第19、議案第98号うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 議案書23ページをお願いいたします。

議案第98号うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和2年12月4日。うきは市長高木典雄。

続いて、24ページをお願いいたします。

地方税法の改正に伴い、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。平成30年度税制改正において、給与所得控除、それから公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられます。この改正による国民健康保険税の軽減判定所得への影響を遮断するため改正を行うものでございます。

新旧対照表の5ページをお願いします。

第23条の国民健康保険税の減額において、第1号では7割軽減の対象となる判定所得が、現行の33万円から43万円に引き上げられるとともに、被保険者等のうち給与所得を有する者の数及び公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数が2以上の場合は、43万円に給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額となるものです。

続いて、新旧対照表6ページですが、第2号では5割軽減の対象となる判定所得について、第3号では2割軽減の対象となる判定所得について、第1号と同じ改正がなされるものです。

また附則では、公的年金等に係る所得について、65歳以上である者については、附則において15万円の特別控除の適用がありますので、適用後は第23条の110万円を125万円に読み替えるものであります。

施行日は令和3年1月1日。令和3年度以後の年度分の国民健康保険税からの適用となるもの

です。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 簡単に言ったらなかなか難しいのでしょうかけれども、先ほど7割とか5割とか2割とか言われましたけれども、一般的な年齢でも構いませんが、これによる保険料が高くなるのか安くなるのか、簡単に分かるように教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 基本的には保険税そのものに対するものではなくて、所得によって今までよりも高くなることのないように、結局、軽減を受けられなくなるということがないようにするための制度でございますので、これまでと同じ、影響を受けることのないようにということでの改正でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第98号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は可決することに決しました。

日程第20、議案第99号

○議長（中野 義信君） 日程第20、議案第99号うきは市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 続きまして、議案書26ページをお願いいたします。

議案第99号うきは市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和2年12月4日。うきは市長高木典雄。

続いて、27ページをお願いいたします。新旧対照表は8ページをお願いいたします。

地方税法の改正に伴い、うきは市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。延滞金についての附則の文言の変更です。附則第2条中「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」と文言が変更になるものです。それから、「租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合」という文言が「平均貸付割合」という文言に変更となるものでございます。延滞金の特例の計算の方法については、現行と変更はございません。

施行日は、令和3年1月1日でございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第99号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は可決することに決しました。

日程第21. 議案第100号

○議長（中野 義信君） 日程第21、議案第100号うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） 都市計画準備課の緒方です。よろしくお願いします。

議案書は28ページをお願いします。

議案第100号うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和2年12月4日。うきは市長高木典雄。

議案書29ページと、新旧対照表につきましては、9ページをお願いいたします。本条例の改正の内容を説明します。

本条例は、第2条で引用しております「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」について、この当該省令の名称が法改正に伴い改正されましたことから、本条例についても引用部分を改めるものでございます。条例の内容につきましては、変更はございません。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第100号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は可決することに決しました。

日程第22. 議案第101号

○議長（中野 義信君） 日程第22、議案第101号うきは市吉井教育会館条例を廃止する条例

の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 学校教育課の瀧内でございます。

議案書30ページをお開きください。

議案第101号うきは市吉井教育会館条例を廃止する条例の制定についてでございます。

31ページをお開きください。

うきは市吉井教育会館条例は、廃止する。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

吉井小学校の敷地内にありますうきは市吉井教育会館は、昭和57年に市民の方の寄附を基に建築され、教育に関する研究や研修等に利用されてまいりましたが、平成13年度からは、吉井小学校の学童保育所として利用されているところでございます。このたび市の監査事務局から条例の目的外使用であるとの指摘を受け、今後、教育会館として利用する見込みがございませんので、条例廃止をお願いするものでございます。条例廃止後は所管を福祉事務所に移し、行政財産の吉井学童保育所として管理されます。条例の設置目的と違った使用状態をそのままとしておりましたことをおわびし、議案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第101号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は可決することに決しました。

○議長（中野 義信君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

ここで、高木市長より発言の申出がっておりますので、これを許可します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 大変お疲れのところ恐縮でございますが、私のほうからおわびと情報提供、2点についてお話をさせていただきたいと思います。

まず、1点目のおわびでございますが、先月26日の全員協議会で、コロナ支援策第5弾の説明の際に、江藤議員から、医療従事者の方が自覚症状がなくても確定検査、つまりPCR検査が利用できるよう公費負担すべきではないかという御質問の中で、私のほうが、国のほうで対応している旨、回答させていただいておったのでありますが、正しくは、ハイリスク者に接触する可能性の高い医療従事者に対しては、新型コロナウイルス感染検査が必要と考えられる場合は、積極的に検査を実施してほしいとの国、つまり厚生労働省からの指導があつてということで、全ての医療機関で勤務している医療従事者まで含んでおりませんので、回答の説明が十分でなかったことをおわびするとともに、訂正をさせていただきたいと思います。

それから2点目が、今日の西日本新聞の朝刊、全国版の第3面に大きくRDF継承、3組合参画へという記事が載っておりました。この記事の内容は、既に御説明してますように、JFEエンジニアリングが5年間の事業継承を申し出ているわけなんです、そこにうきは久留米環境施設組合を含めた3組合が前向きに参画を検討しているという世界と、あと、私どもが、全ての組合が株主でもあるんですが、この出資当時の株価である1株当たり5万円でJFEが買い取るような記事になっておりますが、2つとも全然、事実誤認でございます、早急に我々5組合、どこから情報が出たのか確認したところ、福岡県を含めまして一切対応はしてないということであります。

少し詳しく申し上げますと、まず福岡県内には、うきは久留米環境施設組合を含めまして5つの組合があるわけですが、この記事によりますと、JFEエンジニアリングに前向きに参画を検討しているのが、まずは大牟田・荒尾清掃施設組合、そして須恵町外二ヶ町清掃施設組合、そして私どもうきは久留米環境施設組合となっております。一方残り2つの県央の環境施設組合、宮若の環境施設組合は参画意思がないと、こういう記事となっております。私ども以外の組合については正式に私自身聞いてませんのでコメントすることはできませんが、少なくとも、うきは久留米環境施設組合については、今まで皆様方の説明の中で決して悪い話ではないと言いながら、議員の皆さんからいろんなお尋ねもあつて調べるということで、まだ前向きの参画の姿勢も含めて、一切私自身、表明をしておりませんので、こういう形で新聞に出るといのは誠に遺憾なところではありますが、これは全て行政のほうから出ている話ではないということを御理解いただきたいと思います。

それから、JFEが全株主から1株当たり5万円で買取りという記事は、全く事実誤認であり

ます。このことにつきましては、今、議長のほうにも相談をさせていただいているんですが、本定例会が終わる16日に少しお時間をいただいて詳しい説明をさせていただいて、よりこの問題について深掘りをさせていただきたいと、このように思っていますので、その際、また詳しくお話をさせていただきますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中野 義信君） それでは、連絡をいたします。あす12月5日から12月6日までは休会とし、12月7日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。本日はこれで散会します。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後2時05分散会
